

# ビジネス渡航者への PCR 検査に関する Q&A

(渡航者・企業・団体向け)

## 目次

ビジネストラックの概要

検査の対象者に関して

検査結果に関して

英文陰性証明書に関して

検査費用に関して

日本渡航医学会

ビジネス渡航 PCR ワーキンググループ

2020 年 7 月 13 日

## ビジネストラックの概要

現在、日本政府はベトナム、タイ、オーストラリア、ニュージーランドの4か国との間で、ビジネス目的とした往来を段階的に可能とする（以下、「ビジネストラック」という。）交渉を行っています。<https://www.mhlw.go.jp/content/000648089.pdf>

今回、日本渡航医学会は政府から上記ビジネストラック（4か国）における COVID-19 に対する出国時の PCR 検査への協力を依頼され、協力医療機関リストを公表したところです。

\*それ以外の外国との往来については、上記ビジネストラックの適応範囲外となります。

## 検査の対象者に関して

Q. 今回ビジネス渡航目的の PCR 検査の対象国として、報道等ではタイ、ベトナム、オーストラリア、ニュージーランドとありますが、それ以外の国でビジネス目的で渡航する場合、PCR 検査を受ける必要がありますか？

A. 入国に際して PCR 検査の陰性証明書を必要とする国は、上記4か国以外にもあります。ビジネス渡航を計画している国の在日大使館等で最新情報を確認してください。そのうえで、予約するときに各医療機関に期日までに検査が実施可能かどうかを確認してください。ただし、上記4か国以外はビジネストラックの範囲外であること、陰性証明書を提出しても現地での PCR 検査や隔離措置が必要になる国もあることに留意して、在日大使館等で詳細を確認して下さい。

Q. ビジネストラックの検査対象は家族も含まれますか？

A. 今回の政府からの依頼はビジネス渡航者が対象です。ビジネス目的で渡航する本人だけでなく、その帯同者もビジネストラックにより渡航できるのかなどについてはまだ未定です。ビジネス渡航者本人以外の検査の実施は、予約時に各医療機関に確認をしてください。

Q. 上記の検査対象は海外からの留学生や海外に国籍を持ち一時的に日本へ来ている外国人なども含まれますか？

A. 今回、政府から依頼のあった検査対象者はビジネス渡航者ですが、それ以外の渡航者（留学など）の検査の実施は、予約時に各医療機関に確認してください。

Q. ビジネス渡航目的で、企業や上司の依頼状があることが条件となっていますが、個人事業主などの場合はどうすれば良いでしょうか？

A. 現状ではビジネス渡航者であることを証明するものがあれば、検査の実施自体は可能です。予約時に各医療機関に確認してください。

## 検査結果に関して

Q. 検査結果はどのようにして受け取るのですか？また、検査結果は電子媒体などによる書類でもらうことも可能でしょうか？

A. 現状では書面で交付してもらうのが確実です。電子媒体による書類も医師による診断書として日本国内では認められていますが、海外で認められるかは不明です。今後、渡航先の国が電子媒体の検査結果の証明書を認めるような状況であれば電子媒体での書類も可能になるかもしれません。

Q. 検査結果で陽性となった場合はどうすれば良いですか？

A. PCR 検査で陽性となった場合、診断した医師は保健所へ届け出ることが法的に定められています。このため、その後の対処に関しては保健所の指示に従ってください。

## 英文陰性証明書に関して

Q. 英文の陰性証明書に関しては、書式を用意する必要がありますか？

A. ビジネス渡航をする予定の国の在日大使館等で陰性証明書の様式（書式）についても事前に確認をしてください。そのうえで、予約時に各医療機関に相談をしてください。なお、相手国から様式を指定される可能性もあります。

Q. 英文の陰性証明書に記載される PCR 検査結果に関しては時間的制約がありますか？

A. 入国する国によって航空機搭乗前 72 時間、あるいは現地到着前の 72 時間など、時間的制約がある場合が多くなっています。このため検査を受けるご本人が渡航予定国の在日大使館 HP などをご覧になり確認をして下さい。そのうえで、フライト予定を考慮して、各医療機関に予約をしてください。

## 検査費用に関して

Q. 検査費用に関しては、健康保険は使えますか？また、価格は統一されていますか？

A. PCR 検査の検査料、陰性証明書等の発行手数料等には、健康保険は使えません。各医療機関で自費診療となっていますので、統一価格ではありません。詳細は予約時に各医療機関で確認をしてください。